

コロナ禍で明らかになった「医療・公衆衛生」の課題

(自治研・議員研修会報告)

医療費抑制政策を転換し、公衆衛生体制の強化を！



1月21・22日に行われた自治体研究社主催の議員研修会に参加しました。初日第1講義は、「感染症に備える医療・公衆衛生と地方自治」というテーマで、長友薫輝三重短期大学教授と元大阪市保健師の亀岡照子さんがお話されました。内容を紹介します。(上野みえこ)

コロナ禍の医療・公衆衛生の現状

新型コロナの「第6波」は、過去最高を更新する爆発的な感染となっている。「医療崩壊」の危険が、早くから指摘されながら、コロナ前からの政策が継続、あるいは加速させられている。

療現場の疲弊は、コロナによって加速。医療だけでなく、介護や福祉の現場も、同様である。

国がすすめてきた新自由主義的な改革によって、余裕・余力がなく、新型コロナに十分対応できない状態となっている。

「全世代型社会保障改革」のねらい

国のすすめる「全世代型社会保障改革」は、人口減少・労働力人口の減少への対策、労働力の確保のために、「人生100年時代」「生涯現役社会」を掲げ、

国民に、①お上に頼るな！・②病気になるな！・③要介護になるな！・④70歳まで働け！という徹底した自己責任を押し付けるものです。

自己責任では解決しないから「社会保障」が必要 地域の生活実態を踏まえた「社会保障」制度へ

コロナ禍で、浮き彫りになった地域の医療・介護・福祉現場の実態を踏まえた政策対応が求められる。コロナ前に立案した計画などは、いったん立ち止まって検証・評価し、政策の再形成が必要。地域の労働・生活実態に

じた社会保障制度・政策が求められる。すべて公表できるデータで政策を展開し、政策決定過程も公表する。そうすれば、住民参加が可能となる。社会保障拡充で、生活の底上げ、人権保障、経済の好循環をすすめるべき。

弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 2月16日(水) 午後2時～4時
中央区生活相談所(水前寺2-17-12 桑村ビル201) TEL 285-6120
- 2月21日(月) 午後6時～8時
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) TEL 338-2001
- 2月22日(火) 午後3時～5時
東区生活相談所(新生2-5-18 ハイツふかだ1F) TEL 328-2656
- 2月24日(木) 午後1時30分～4時
山本のぶひろ渡鹿生活相談所(渡鹿5-19-7) TEL 362-5181
- 3月8日(火) 午前10時～午後4時
さくら法律事務所(京町本町1-22) TEL 090-8667-3148
- 3月10日(木) 午後1時～4時
菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) TEL 322-7731

日本共産党
熊本市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1
発行：日本共産党熊本市議

NO. 1268
2022年2月6日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：共産党 熊本市議団



上野みえこ
(中央区)



なすまどか
(東区)

・・・コロナ禍から見る日本の社会保障・・・

健康で文化的な生活は、憲法に保障された国民の権利



自治体研究社主催の議員研修会 2日目の第2講義は、伊藤周平鹿児島大学教授による「コロナ禍からみる日本の社会保障」のお話でした。

病床を増やし、患者を放置しない医療体制を

医療分野では、第1に、感染が拡大しても、自宅療養をできる限り少なくし、患者を放置しないために、感染症病床や宿泊療養施設を増やすことが必要。そのために、感染症指定医療機関に対し、物的・人的支援を強化すべきです。

第2に、ワクチン接種と同時

並行で、医療従事者・患者、高齢者施設入所者や職員、保育士などへの定期検査を実施し、OECD諸国の中でも遅れている検査体制の拡充が必要である。

第3に、コロナ対応をしていない医療機関も含め、すべての医療機関が役割を充分果たせるような支援が必要である。

「地域医療構想」に基づく公立病院等の統廃合は中止を

不採算部門である感染症を担ってきたのが、公立病院である。国の「地域医療構想」に基づく、

公立・公的病院の統廃合は、感染症への対応の拡充に逆行するものであり、やめるべき。

公衆衛生・保健政策・・・保健所・保健師の拡充を

政令市では、全行政区に保健所を再建し、保健所機能を拡充、保健師増員を図り、公的責任に基づく公衆衛生体制の確立が求められる。

新興感染症拡大時でも対応できる保健師を配置するために、国の配置基準見直しが必要。また、検査を担う地方衛生研究所の法的位置づけと体制拡充が必要。

生活困窮への対応・・・生活保護や各種給付金の拡充を

コロナの影響で雇用情勢が急速に悪化、廃業・倒産も相次ぎ、失業者・生活困窮者が急増。しかも、生活保護に行きつく前に、家賃・ローンの支払いに窮し、住宅喪失の窮地に立っている。

(東京のネットカフェ難民4000人)

憲法に規定された「健康で文化的な暮らし」は、単に病気がないということではなく、社会

的にも、精神的にも良好に過ごせること。

そのためには、医療・検査体制が確保され、コロナ禍にあっても健康で文化的な生活ができることが必要である。最後のセーフティーネットである生活保護がその役割をしっかりと果たし、加えて住居確保給付金や各種支援金の拡充も重要である。

生活保護がもっと活用されるように

コロナ禍、厚生労働省は2020年12月に「生活保護の申請は国民の権利です」との文言をHPに明記しました。また、厳しい雇用状況を踏まえ、稼働能力活用の要件を緩和しました。

2021年2月には、「扶養照会の運用を見直す通知と事務連絡を発出。扶養照会の不要なケースが明記されました。

しかし、国の改善が現場に徹

底されず、「水際作戦」が払拭されたと言える状況ではありません。見直しの徹底とともに、生活困窮者の実態に即した生活保護制度の運用が求められます。

困窮する学生への支援を

バイトの減少で多くの学生が生活困窮に陥っています。学費が払えず退学とならないよう、授業料減免や給付型奨学金の実施、給付金支給などが必要です。